
第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

平成 23 年 9 月 29 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 23 年 9 月 29 日 午前 9 時 30 分 開議

1. 開議宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 98 号 平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 議案第 99 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 100 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第 101 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 102 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 103 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 104 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 105 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 106 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 107 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 108 号 平成 22 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 109 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 110 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 111 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 112 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第 17 議案第 113 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 114 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 115 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 116 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 117 号 平成 22 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 118 号 平成 22 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 89 号 大山町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 24 議案第 90 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 91 号 大山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 92 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 93 号 大山町環境保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 94 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 95 号 他の地方公共団体へ給水することに関する協議について
- 日程第 30 議案第 96 号 町道の路線変更について
- 日程第 31 議案第 97 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 32 議案第 119 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 33 議案第 120 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 121 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 122 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 36 議案第 123 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 37 議案第 124 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 38 議案第 125 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 39 議案第 126 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 40 議案第 127 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 41 議案第 128 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 42 議案第 129 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 43 議案第 130 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 44 議案第 131 号 物品購入契約の締結について(普通電気自動車(日産リーフ)と
付属品一式)

日程第 45 行政視察調査の報告について (経済建設常任委員会)

日程第 46 議員派遣について

日程第 47 閉会中の継続審査について(総務常任委員会 陳情第 11 号)

日程第 48 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)

日程第 49 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)

日程第 50 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)

日程第 51 閉会中の継続調査について(議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (17 名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
6 番 池 田 満 正	7 番 近 藤 大 介
8 番 西 尾 寿 博	9 番 吉 原 美 智 恵
10 番 岩 井 美 保 子	11 番 諸 遊 壤 司
12 番 足 立 敏 雄	13 番 小 原 力 三
14 番 岡 田 聰	15 番 椎 木 学
16 番 鹿 島 功	17 番 西 山 富 三 郎
18 番 野 口 俊 明	

欠席議員 (1 名)

5 番 野 口 昌 作

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記 教育次長兼学校教育課長 …… 齋 藤 匠

総務課長 …………… 押 村 彰 文	社会教育課長 …………… 手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長…澤 田 勝	幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄
大山支所総合窓口課長…岡 田 栄	企画情報課長 …………… 野 間 一 成
税務課長 …………… 小 谷 正 寿	建設課長…………… 池 本 義 親
農林水産課長 …………… 山 下 一 郎	水道課長 …………… 野 坂 友 晴
住民生活課長 …………… 坂 田 修	福祉介護課長 …………… 戸 野 隆 弘
観光商工課長…………… 福 留 弘 明	保健課長…………… 斎 藤 淳
人権推進課長…………… 門 脇 英 之	農業委員会事務局長…近 藤 照 秋
地籍調査課長…………… 種 田 順 治	会計管理者…………… 後 藤 律 子
代表監査委員…………… 松 本 正 博	総務課参事 …………… 酒 嶋 宏
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ……赤 井 久 宣	

----- . ----- . -----

午前 9 時 30 分 開会

開議宣告

○議長(野口俊明君) おはようございます。えー9月定例会も最終日となりました。活発なご質疑、ご審議お願いしたいと思います。

そういったしますと、ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

----- . ----- . -----

日程第 1 諸般の報告

○議長(野口俊明君) 日程第1、諸般の報告を行います。

大山町教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、「平成22年度大山町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検評価について」報告がありました。

その内容については、お手元に配布の報告書のとおりであります。

----- . ----- . -----

日程第 2 議案第 98 号 ～ 日程第 22 議案第 118 号

○議長(野口俊明君) 日程第2 議案第98号 平成22年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22 議案第118号 平成22年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで、計21件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。平成22年度決算審査特別委員長 岡田聰君。

○決算審査特別委員長(岡田 聰君) はい。平成22年度決算審査特別委員会審査報告、平成23年9月9日、平成23年第10回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成22年度決算審査特別委員会に付託された、平成22年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算認定議案について審査したので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

1. 事件名、議案第 98 号 平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 99 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 100 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 101 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 102 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 103 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 104 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 105 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 106 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 107 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 108 号 平成 22 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 109 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 110 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 111 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 112 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 113 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 114 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 115 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 116 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 117 号 平成 22 年度大山町水道事業会計決算の認定について、議案第 118 号 平成 22 年度大山町索道事業会計決算の認定について、

2. 事件の内容、決算審査、3. 審査の経過、付託を受けた 21 議案について、分科会方式により 9 月 13 日、14 日、15 日の 3 日間、審査を行い、委員全員による全体審査を 22 日と 28 日に行った。4. 審査の結果、次の付帯意見をつけて、全議案について認定すべきものと決定した。5. 付帯意見、(1) 22 年度は、円高・デフレ対応のため、国の緊急総合経済対策として創設された「地域活性化・経済対策臨時交付金」、「地域活性化・きめ細やかな交付金」の活用や、後年度交付税措置される有利な起債の借入、あるいは地方交付税の伸び等により安定した財政運営が図られ、基金残高は 41 億 3,900 万 9,000 円と、昨年度から 3 億 6,791 万 6,000 円増加している。

一方、一般会計公債費現在高は 119 億 1,421 万 5,000 円、特別会計公債費現在高は 111 億 2,150 万 6,000 円で、前年度に比べ 11 億 1,622 万 8,000 円減少し、堅実な財政運営が行われているが、臨時交付金制度は、一時的な財政支援制度であること、地方交付税も、合併による優遇期間の経過により、やがて縮減される等の懸念もあることから、引き続き将来を見据えた、健全かつ安定した財政運営に努められたい。

また、遊休町有地の処分やナスパル団地の販売促進等に努め、自主財源の確保を図られたい。併せて、使用されていない学校・保育所用地についても、効率的な活用を図られたい。

(2) 町民税・固定資産税等の町税や住宅使用料、国民健康保険税、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、上・下水道使用料に、6億738万7,412円の未収金がある。別表1のとおりでございます。未収金は、21年度と比べ、347万9,075円増加し、新たに土地売払い収入、情報通信負担金、保育料（現年度分）でも発生している。経済的不況下であっても、法的措置の実行や関係各課の連携により、未収金総額の抑制と新たな未収金の発生防止に職員総力を挙げて取り組まれない。

(3) 農産物処理加工施設は、「生産者の所得向上や地域経済の活性化」という理念・計画の中で、22年7月に操業を開始したが、監査委員の決算審査意見書でも指摘のとおり、地元農産物の利用率、利用品目共に僅かであり、生産者の所得向上には、結びついていないと感じられる。多くの農業者に夢と希望を与える所期の計画・基本理念に沿った、事業運営を行うよう、財団法人大山恵みの里公社を指導されたい。

(4) 合併前からの課題であった大山地区5簡易水道の上水道移行や、3町で異なる水道料金統一等、水道事業が抱える課題の解消に向けて、順調に施策が推進されているが、開拓専用水道については、香取地区と中山地区・名和地区の料金格差是正や、老朽化した施設の大規模改修計画という、大きな課題を抱えており、これらの解決に向け、今後のあり方を早急に決定されたい。

(5) 昨年度に指摘した検診の受診率は、概ね向上しているが、特に本年度から始めた休日検診は受診率の向上に一定の成果があったと認めるが、しかしながら医療費は引き続き増加の傾向にある。

検診は、病気の早期発見、早期治療に有効であり、医療費の軽減につながる重要な施策でもあるので、名称の統一が行われた保健推進員の協力を得ながら、受診方法、実施時期等、積極的なPRと受診の勧奨に努め、さらなる受診率向上を図られたい。

(6) 国民健康保険直営大山診療所は、地域医療の拠点として多大な貢献を果たしてきたが、平成20年5月に医師が退職して以来、応急体制で診療が行われています。

同様に休止されていた2階の入院病床及び介護病床部分は、22年度に多額の起債の繰り上げ償還と補助金返還を行い、23年度から「地域密着型サービス」を行う民間事業者へ、有償で貸与されている。1階の診療所部分は、これまでも医師の確保が、相当困難であるとの報告を受けているが、引き続き根気よく固定医の確保に努力されたい。

(7) 大山町地域休養施設「山香荘」は、22年度に従来の指定管理方式から直営方式に変更されたが、食中毒の発生や無許可営業の発覚により、営業活動の停止を命じ

られ、営業もままならないなかで、スポーツ合宿等の利用者は著しく減少している。今後この施設の運営方針の確立と経営の改善に大いに努力されたい。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 以上で平成 22 年度決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（野口俊明君） これから議案第 98 号 平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） 平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対しまして、私は反対討論をします。

本決算の中には、福祉タクシー事業、中学校卒業までの子育て支援医療費助成事業、いきいきふれあい活動支援事業など、老人福祉や子育て支援の面で評価すべき点があります。また、子育て世代の念願であった子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種が全額公費負担になったことや、町内の全小中学校で耐震工事が完了したことなども評価できます。

しかし、同和対策事業として、約 1 億 1,000 万が使われたことは疑問であり、問題と言わざるをえません。なぜなら部落問題が社会問題として、ほぼ解消している状況の中で、さらに同和対策事業を継続することは、いわゆる同和地区の固定化につながり、部落問題の真の解消に逆行するからであります。

昨年度、大山町の旧同和地区における生活相談件数は、329 件でした。そのうち差別事象に関する相談はゼロであったとのこと。このことは、いまや部落差別を社会問題として取り上げる必要がなくなってきたことを物語っているのではないのでしょうか。ただ、生活上の課題が残っているとしたら、それはどの集落でも見られる課題です。そうだとするならば、その課題は特別な同和対策事業として、解決していくのではなく、行政の一般施策の中で解決を図る、それが旧同和地区と地区外を隔てている垣根を無くすことになるのではないのでしょうか。

また昨年度で、小学校の大規模改修は完了したわけですが、そのなかで、普通教

室に冷房設備が付いた学校と付かなかった学校があったことは、同じ町内の学校で、教育条件整備の公平性を欠くものでありました。その是正は早くすべきと思います。

以上の点におきまして、私は本決算を認定することはできないということを申し上げ、反対討論とします。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 本案に賛成の討論をいたします。特に大森議員は同和問題を中心に反対をいたしました。大きな誤りがあります。人間にはそれぞれ、個性もあります。能力もあります。それをただその地区に生まれただけで、差別するという世界でもまれに見る差別であります。差別は、個々具体的であります。老人の問題、障がい者の問題、女性の問題、子どもの問題、外国人の問題、病気のある人、これらを総合的に解決していくなかの一つの基本であります。

22年度の予算においては、大山町の発展のために、執行部をはじめ議会、町民がこぞって出た成果であると思います。特別委員会の報告のとおり、委員長の報告のとおり22年度は大山町が進む、森田町政の第一歩を記したことを評価し、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第98号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第99号 平成22年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第99号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 100 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 100 号は認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 101 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 101 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 102 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 102 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 103 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 103 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 104 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 104 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 105 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 105 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 106 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 106 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 107 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 107 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 108 号 平成 22 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 108 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 109 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 109 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 110 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 110 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 111 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 111 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 112 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 112 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 113 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 113 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 114 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 114 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 115 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 115 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 116 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 116 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 117 号 平成 22 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 117 号は、認定するこ

とに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから議案第 118 号 平成 22 年度大山町索道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 118 号は、認定することに決定しました。

日程第 23 議案第 89 号

○議長（野口俊明君） 日程第 23、議案第 89 号 大山町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 90 号

○議長（野口俊明君） 日程第 24、議案第 90 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 91 号

○議長（野口俊明君） 日程第 25、議案第 91 号 大山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 92 号

○議長（野口俊明君） 日程第 26、議案第 92 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 93 号

○議長（野口俊明君） 日程第 27、議案第 93 号 大山町環境保全条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 94 号

○議長（野口俊明君） 日程第 28、議案第 94 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 94 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 95 号

○議長（野口俊明君） 日程第 29、議案第 95 号 他の地方公共団体へ給水することに関する協議について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 95 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 96 号

○議長（野口俊明君） 日程第 30、議案第 96 号 町道の路線変更について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 97 号

○議長（野口俊明君） 日程第 31、議案第 97 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の

方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 97 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 119 号

○議長（野口俊明君） 日程第 32、議案第 119 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 119 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 120 号

○議長（野口俊明君） 日程第 33、議案第 120 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 120 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 121 号

○議長（野口俊明君） 日程第 34、議案第 121 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 121 号は、原案のとおり

り可決されました。

日程第 35 議案第 122 号

○議長（野口俊明君） 日程第 35、議案第 122 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 122 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36 議案第 123 号

○議長（野口俊明君） 日程第 36、議案第 123 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 123 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37 議案第 124 号

○議長（野口俊明君） 日程第 37、議案第 124 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 124 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38 議案第 125 号

○議長（野口俊明君） 日程第 38、議案第 125 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 125 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 30 分、再開は 10 時 30 分といたします。休憩します。

午前 10 時 18 分 休憩

----- . -----
午前 10 時 30 分 再開

日程第 39 議案第 126 号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第 39、議案第 126 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） この整備総合計画ですけれども、3 月にも似たようなもの出されてこれが否決されて、それからまた新たに出たわけですが、3 月に上程する前には、この地元住民のほうにも説明行われたということでしたけれども、今回は住民への説明は行われたのでしょうか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

質問の内容は、議案第 128 号にございます大山町地域休養施設特別会計補正予算で載せておりますところの事業計画ということについてであろうと思っておりますが、この計画、大山北麓活性化の事業の取り組みということにつきまして、住民説明会を開催させていただいたところであります。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） 私が聞きましたのは、地元の神田・渡道地区、まあ直接ここは該当しますので、ここへの住民の皆さんへの説明が行われたかっていうことを聞いておるんですけれど。

- 町長（森田増範君） 議長。
- 議長（野口俊明君） 森田町長。
- 町長（森田増範君） ご指摘の集落等についての説明は行っておりません。
- 議員（3番 大森正治君） 議長、3番。
- 議長（野口俊明君） 大森正治君。
- 議員（3番 大森正治君） 前ははされて、今回されなかったっていうのは、その理由はなんでしょうかね。お聞かせください。
- 企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。
- 議長（野口俊明君） 野間企画情報課長。
- 企画情報課長（野間一成君） 神田・渡道辺地に係ります総合整備計画の地元説明は、3月も今回もいたしておりません。以上でございます。
- 議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議員（4番 杉谷洋一君） 議長。4番。反対討論、賛成討論？
- 議長（野口俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。
- 議員（4番 杉谷洋一君） じゃあ議長、4番。
- 議長（野口俊明君） 4番、杉谷洋一君。
- 議員（4番 杉谷洋一君） えー、私は、この議案126号議案について、反対討論をいたします。3月の定例議会で、山香荘のサッカー場としての整備する議案が否決されました。町民の間では、否決されたにも関わらず、わずか6カ月の後、今9月議会で3月の定例議会の内容に順ずる議案が再度今議会に提案され、町民の間では「何故、またサッカー場？」との声が上がっております。まちの活性化施策にサッカー場が本当に私、魅力あるものでしたら、大山町が3月の議会で議案を否決した時点で、近隣市町村が誘致合戦を展開されたと思いますが、この誘致合戦の声も聞こえてきませんでした。まちの活性化には、サッカー場はつながらず、お荷物になると近隣市町村は判断したのではないのでしょうか。6月に町長の諮問機関として、町民から公募した大山北麓活性化検討委員会が設置され、また議会も調査特別委員会を設置しました。それぞれから山香荘の活用について、市場原理を取り入れた民間活力を導入した活性化案が提案されました。それにはサッカー場の整備計画は盛り込まれていなかったにも関わらず、今回サッカー場の整備計画が議案に上程されました。3月議会で否決した議員、それぞれがですね、山香荘の今後のあり方について提言を行ってきました。私も、サッカー場のない山香荘を中心とした大山北麓の活性化案を提言しました。今回提出の執行部案は、大山北麓活性化検討委員会や、議会特別委員会の提言を取り入れない、最初からサッカー場ありきでまとめられた議案

であろうかと思えます。

まあ国内では、今、円高不況、あるいは株安、また東日本大震災、さらには原発事故など問題が山積しております。現在国では、復興税や、緊縮予算の検討がなされております。今後、多額の国家予算を必要とする中で、スポーツ振興に関する助成金などの継続的な交付が危ぶまれております。

そういう社会経済状況の中で、限りある財政を少子高齢化対策に活用しながら、本町の教育、福祉、医療対策に力を注いでいくべきと考えます。施設を造って交流人口が増えれば、まちが活性化するという誤った固定観念ではなく、定住化人口を増やす施策が必要であろうかと考えます。高齢化対策で、今 9 月鳥取県議会でも、県知事が議員の質問に答えて、将来介護保険料の上昇はこれは避けて通れないと言っておられます。本町においても同様にですね、介護保険料や、介護施設の充実私は、避けては通れない大きな問題であろうかと思えます。将来を見越した限りある財源を町民が、主人公となった安心・安全のまちづくりに力を注ぐべきだと私は思います。夕張市のハコモノで財政が悪化に陥ったのは、行政提案よりチェックが甘かった議会に問題があるということが行政専門家の間でも指摘されています。本町議会もしっかりと行政に対するチェックをしないと、第 2 の夕張市の道を歩む危険性があるかと思えます。どうか議員の皆さん、ご理解をお願いして私のこれで反対討論といたします。どうもありがとうございました。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7 番 近藤大介君） 議長、7 番。

○議長（野口俊明君） 7 番 近藤大介君。

○議員（7 番 近藤大介君） 本案に賛成の立場で討論いたします。本案は、神田地区にあります名和地域休養施設山香荘に新たにグランドゴルフ場を新設するなど、町民の利用にも便宜を図りながら、多目的グランドを人工芝のグランドを整備し、スポーツ合宿などを中心とした交流人口の増加を図っていくことを目的としております。今現在地域休養施設の特別会計は、毎年 1,000 万とか 1,500 万の赤字が出ています。毎年毎年出ておる赤字をこのまま放置しておくわけにはなりません。そうした中で、新たにスポーツ合宿などの誘致を促進しながら、この赤字を解消を図りつつ、さらには、大きな大会なども誘致し、大山寺での宿泊増もねらっていく、そういうことを目的としたものであると考えております。大山という名前の知名度があがり、スポーツ愛好家等中心にさらに大山への好感度が高まっていくことによって、観光業の発展のみならず、農業、水産業をはじめ、さまざまな波及効果が期待できると考えております。

また先ほどの反対討論の中で財政についての懸念ということもありました。その中で夕張を例にしたご意見もございましたが、以前にも申し上げましたとおり、夕張は、市の財政の 5 倍も借金して、財政難に陥った自治体でございます。大山町は

以前にも何度も申し上げましたとおり、金額で言えば一般会計と、から 2 倍にもなっておりませんし、実質的には 100 億の財政規模に対して、実質的な借金額というのは、20 数億円ということで、そんなに、そんなにというか決して財政難の自治体ということではございません。過剰に財政を心配することで、産業振興の手足を縛り、よりデフレの状況が進むということは、これは避けなければならない問題だと思っております。以上の、もっと話したいことはありますが、そのような観点から本案には、賛成すべきだと考えています。以上です。

○議長（野口俊明君） ほかに討論はありませんか。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） 私は、本議案に反対の立場から討論します。この総合整備計画書は、3 月議会で提案された内容とほとんど変わりありません。まず、この点からも 3 月議会で否決されたこの似たような計画書、これを認めることはできません。

2 点目としまして、地元の神田・渡道の住民は、賛同していないということがあります。3 月に否決されてから半年後の 9 月議会で提案された山香荘の整備計画は、基本的には、3 月議会で提案されたものと大同小異で、サッカーを中心とするグラウンド整備をしようとする計画です。地元である神田・渡道の住民の多くはこの計画には反対でした。当然半年後の今も変わりありません。肝心の地元の理解が得られないような計画は強行すべきではないと考えます。

3 点目としまして、財政面からの問題です。一般財源として有利な借金である辺地債を活用して事業をやるとのことです。これは 3 月議会と同じ手法であります。しかし、3 月議会当時とは、まるで変わった客観情勢があります。それは言うまでもなく、3 月 11 日の東日本大震災です。この大震災以降、わたしたち日本人はさまざまな面でこれまでの考え方やスタイルを変更しなければならなくなったのではないのでしょうか。事業費 3 億 3,500 万円のうち、財源の 3 分の 2 を占める辺地債 2 億 1,000 万の 8 割、つまり 1 億 6,800 万円は、国の交付金、つまり国税です。この 1 億 6,800 万円を使って、今どうしても山香荘の整備をしなければならないのでしょうか。私は緊急性からいっても、また必要性からいっても、優先順位はずっと下のほうだと考えます。1 億 6,800 万円が、被災地の復旧復興に使われればどれだけ喜ばれることでしょうか。税金の使い方として、現在の日本にとって優先すべきは被災地の復旧復興であり、現在の大山町にとって優先すべきは、先日の台風 12 号による、豪雨による災害の復旧でもあり、そして何よりも町民の安心・安全を守るための福祉、教育、暮らしだと考えます。以上私からは主な反対理由として、3 点を挙げて反対討論いたします。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第126号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第127号

○議長（野口俊明君） 日程第40、議案第127号 平成23年度大山町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） あまり知らないものですから、1点だけお伺いしたいなというふうに思っています。このなかで、設計委託料ということで、オオサンショウオの生息調査委託料が500万入っております。これ災害に対してのこれは予算ですから、予算と思いますので、国からの援助とか、補助金とかがついてまわるんでしょうけども、まあ特別天然記念物の取り扱いというの実は、よく分からないわけでございます。たまたま本町は、自然豊かで、このような国の特別天然記念物というような生物が存在します。河川というのは、災害、これをなかなか避けるということができない。そのたんびにですね、このように委託料ってというのが上がってくるわけですが、環境庁、あるいは文部科学省、国土交通省、河川の関係でいうとそれぐらいあたるんかなと思っておりますが、そのなかでどのような財源、あるいはやり方という指導があるのか、ないのか。まあ子どもにとってですね、このような生物がおるということは、将来にわたって財産になろうかなとも思いますが、若干聞くところによりますと、生息場所を移動さす、あるいは調査をする、河川については、災害だけではありませんので、例えば樹木が茂った場合に伐開とか、あるいはあるいは河川改修のような災害以外にもあるわけですし、そのようなことからですね、やると時々あるいは再々このような事例が出てくるわけですし、このオオサンショウオの取り扱いについてですね、若干説明をいただきたいなと思います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 西尾議員の質問に担当課のほうよりお答えさせていただきたいと思います。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） オオサンショウオの生息調査のご質問であります、今回災害復旧で河川につきまして復旧事業を行うといった予定にしております。計画にしております。で、特に、天然河岸であります河川につきましては、オオサンショウオが生息している可能性があるということで、事業者のほうから教育委員会のほうへ協議を行います。これは文化財保護法の規定によるものでありまして、この協議書を教育委員会のほうに出しまして、それから回答をいただきます。で、回答に、このなかで調査が必要ということになりますと、この生息調査を委託を行います。また、ご質問の河川、一般河川の河川伐開でありますとか、河床整備、これにつきまして、同じように協議が必要ということになっております。また財源につきましては、今回補正で計上いたしておりますのは、一般財源であります。なお、災害復旧の委託料に関わります財源につきましては、この今回の12号台風が、トータルでの被害額、これがある程度、固まった時点で国のほうから補助対象になるのか、ならないのかといった計算をされまして、通知が来るといったことになっておりまして、現段階では一般財源でスタートするといった内容でございます。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） まあ、ざっとした説明でありましたが、協議が必要ということで、協議の中に工事者、担当者もたぶん説明に入るんだらうかなと思ったりもします。なんか聞くところによりますと、指定業者がおられてですね、当然その保護法に対しての取り扱いを熟知した方がされるんでしょうとまあ考えますが、そうすると当然、業者の選定がですね、偏ったり、あるいは1業者であったりというようなことで、単価的な数字というのは、なかなかそのですね、いいなり、まあ民間で言いますと、そのようなことが、なかなかやれんわけですけども、そのようなことがあったりなかったりというようなことも考えられると思います。そして、範囲についてですが、今回のような災害の場合に、どの程度の範囲をされるのか、というのは、先ほど申し上げましたが、伐開だとか、河川整理の場合でしたら、ある程度の範囲内でOKかなと思ったりもします。今回、どの程度の範囲内で500万、実質的には、どのような作業をするのか、業者の選定だとか、その辺りもお聞きしたい、まあ大事な天然物でございますが、逆に言うと予算のこともちょっと触れておきますが、3回しか質問できませんので、予算についてはですね、保護をしなくちゃならないとまあ思います。しかしながら、いかんせん、必ず予算というものがついてまわるわけですし、その程度のものだったらやれと言われるのか、あるいはそれについて環境省だとか、そのへんがですね、これについては、若干の補助あるいはこれに対しての補助というようなことが、まあこんなこと言っちゃあ語弊があるかもしれませんが、日本カモシカというものがあります。あれも同じ天然記念

物だと思いますが、近年、被害が多いということで許可を得ながら、数を調査するというようなことも聞いたこともございます。それについては、多分に国からの指示でしょうから、費用は持たれるんでしょうかなというふうに私は考えておりました。

今回このようなことがたびたび重なるわけですし、そうなるこのような費用はどうなるのかな、その辺も含めた返答をお願いします。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） まず、ご質問のなかで調査範囲はということでございますが、まず協議をですね、公文書で出ささせていただきますして、その中から回答に、中身の範囲ということになります。現在、予算計上いたしておりますのは 4 河川、ございまして 1 番長いもので 1.7 キロといった河川になっております。正式な範囲は回答を待って調査範囲を決めるといった状況になります。また業者の選定であります。これまでこのようなサンショウオの生息調査を行っているコンサルを指名をいたしまして、入札で行うといったことに計画しております。またこの掛かる費用のどこがということですが、これは、いわゆる事業を行います事業者が負担をするといったことになっております。以上です。

（「予算」と呼ぶ者あり）

○建設課長（池本義親君） あの、予算が補助対象になるかということだったでしょうか。あの、初めの答弁でもちょっと申し上げましたけれど、委託料につきましては、この台風 12 号の総被害額、また復旧に掛かる事業費、これに基づきまして、補助対象になる場合とそうでない場合とございます。で、工事につきましては、3 分の 2 が国庫補助対象といったこととあります。ただ激甚災害ということで指定になりますと、さらに補助率は上がってくるといった状況であります。

○社会教育課長（手島千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島千津夫君） 失礼いたします。文化財の保護という立場からの言葉として一言申し上げます。西尾議員さんのほうから先ほどこういうような事業のほう進めるにあたりまして、日本カモシカ等の例もあるからというようなご指摘があったわけですが、実は例えば皆さんよくご存じのとおり、埋蔵文化財ということでありましたらそれなりの法律が、またこのように史跡、天然記念物等につきましてもまたこういうふうな法律がということで、それぞれ同じ立場で守れという指示、法律が整っています。そして特に、このオオサンショウオは天然記念物のまた上をいきます特別天然記念物でございまして、さらに大切せということがございます。同じような案件がやはり全国各地で起こっておるようなことがございまして、実は 8 月の 2 日付けで文化庁から通知文書が各市町村に来ているという

のも現実でございます。そして先ほどありましたけれども、この事業そのものにつきまして、実はかなり以前からオオサンショウオ関係についての保護をしっかりしなさいということに伴って、河川の管理者、実際に事業をされます主体となられる方々が補助事業の方を受けられるか、受けられないかということ判断をされながらですけれども、事業をいっておられます。例えば、県が管理をしておられます 2 級河川等でありましたら、県のほうが、河川整備等を行うときに協議をされまして、そしてこのぐらいの経費が掛かるなということ積算された上で、挑まれるという形になります。このたびはどうしても町のほうが、行われることになるということで、このたびこのような形の積算をされたということでもありますし、それから業者につきましても、県段階でかなりの業者さんのほうが、経験されたところあるんじゃないかと思ってるんですけれども、どうしてもこれまで、なかなか大きな形でのこういう生息調査といいますものの、やったものが町ではまずなかったものですから、どこまでの業者さんがたくさんおられるのかということはこちらはまだ知らない現状でございますけれども、このような形で以前から行われている事業だということ捉えてもらったらと思っております。以上でございます。

○議員（8 番 西尾寿博君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8 番 西尾寿博君） そうですね、なかなか大事にしなければならないものですので、なかなか皆さん歯切れが悪いわけですけども、業者選定について、まあ何社、実際にはあるのか。それでですね、まあ先ほど答えがちょっと答弁漏れかなと思いますが、今の河川整備といったね、災害でない場合、こちらのほうでやりますよといった場合に予算措置はどうなっているのかなと、その 2 点について最後です、お願いします。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） まず、1 点目のご質問であります、業者の数であります、これは現在のところまだ調べておりません、このあとですね、実績を調査をいたしまして指名審査委員会のほうで諮っていただくということになります。またあの、河川整理ということですが、一般的な河川の代開、あるいは河床整理というのは、ほとんど県の 2 級河川以上の河川が行われています。町が管理いたしております準用河川、また普通河川につきましては、河床整理等は行っておりませんので、内容につきましては、県のほうでないとは分かりません。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（10 番 岩井美保子君） 議長、10 番。

○議長（野口俊明君） 10 番 岩井美保子君。

○議員（10 番 岩井美保子君） 歳出の 4 ページでしてね、企画費の中の地下水調

査委託料で 100 万ほど組んであります。この対象者っていうのは、町内で何箇所かということと、それから調査の結果を踏まえて、今後取り組みをどのようにしていかれるのかということ、2 点お願いいたします。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） 地下水の調査委託料の関係でございますが、これはですね、鳥取大学のほうに委託をするように考えておりました、町内全般の地下水がどれぐらいあるとかいうふうなことの把握をするために行うものでございまして、現在データーを準備をしかけておりますのは、町の町水道、町水道の関係の資料、水源のデーターを準備しているところですし、大学とのやりとりのなかでは、それ以外にも水の関係の資料があればそれを基にして、大学のほうで調査の研究をするということにしてございます。で、この取り扱いでございますが、町内でもいろいろ水の採取の案件が発生してきております関係で、町内にどれぐらいの地下水があるかというふうなことを把握をする必要があるかなということございまして、今回の調査結果を基に、来年度以降どうするかというふうなことは判断をしていきたいというぐあいに考えております。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 他に質疑は。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） 5 ページの目でいうと観光費のところにあります、説明の提案では、食と地域の交流促進事業補助金については、名和地域休養施設に関わるもんだということでしたが、確か詳しい説明がなかったもので、ちょっと具体的にその内容を説明してください。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。ただいまご質問いただきました、食と地域の交流促進事業補助金の概要についてご説明を申し上げます。

この食と地域の交流促進事業、補助金と申しますのは、この農林水産省の補助事業、今年度から創設された制度でございますが、の事業名を用いております。食と地域の交流促進事業補助金ということで、地方公共団体ではなく、民間あるいは地域等で活動している団体、会社等に農林水産省のほうで、直接補助金を交付をするというのが制度の元々の部分でございます。本町で手を挙げさせていただいております事業の内容は、グリーンツーリズムを中心としたこの地域の活性化と、を図ろうというような内容でございます。事業主体者は、大山ツーリズム協議会、これにつきましては、議会の場でも何度かご説明をさせていただいておりますが、町内で行います、いわゆるツーリズムの推進、まあエコツーリズムですとか、グリーンツ

ーリズムですとか、スポーツリズムですとか、そういったいろいろな旅の形を大山ツーリズムと総称して、推進していこうということで、活動を行なってきた組織でございますけれども、こちらを事業主体といたしまして、グリーンツーリズムを中心といたしましたモニターツアーでありますとか、あるいは視察調査でありましたり、商品造成でありましたり、まあ日常的な協議検討でありましたり、そういった事業を行うものでございます。

で、このたび町費のほうで補助金をお願いしておりますのは、総事業費を700、約でございますが、約750万円の総事業費でございます。このうち国費が約250万円でございます。で、直接団体に交付されますものですから、町のほうの会計を、この国費のほうは通らないということでございます。

で、町のほうで助成をいたします主な内容は、次の地域休養施設の特別会計とも関係してくるわけですが、この地域休養施設の整備計画をご相談するなかで、いろいろと住民の皆さん、議員さんからもでしたが、食の魅力という声をたくさんいただきました。しかしながら現在の山香荘の現有設備や施設では、そういったご要望にお応えることが現実的に非常に難しいということでありまして、新たな食の魅力付けについていろいろと検討をしていこうということをご説明をさせていただいてることと思います。その、そういった部分に使用いたします事業ということで、この国費を合わせますと、約750万円の事業ということでございます。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第127号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第128号

○議長（野口俊明君） 日程第41、議案第128号 平成23年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2番 米本隆記君） 議長、2番。

○議長（野口俊明君） 2番 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） この事業全般にわたってちょっとお聞きしたいと思います。今回、多目的グラウンドということが計画されております。それと合わせまして今、広場って言いますか、コンサート会場っていいですか、なっておりますところには、実はグラウンドゴルフ場の整備が計画されておりますが、これにつきまして、6ホール、あっ、8ホールですか、実際グラウンドゴルフは16ですか、ですけども、8ホールの計画になっております。いたしますとそのグラウンドゴルフ場としての市民の利用がなかなかそのただの練習だけというふうな形になるように私はちょっと思うんですが、そのへんのところの整備につきましてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。現在ご提案させていただいている事業計画のなかでは、常設のグラウンドゴルフ場といたしまして、約4000平米の敷地を活用してはというご提案をさせていただいております。ご指摘のとおりグラウンドゴルフは、8ホールずつのアウト・インと、まあイン・アウトですか、ということで競技をされるわけですが、まあ一般的にされますのは、同じコースを2回回られるといったような試合形式もなかにはあるものと思います。ただこれが8ホールで十分だというふうに考えておるわけではございませんでして、この現在の整備計画では、多目的広場があと2面あるわけですが、ただこちらは、いわゆるでこぼこといいますか、アンジュレーションのない平面な人工芝であったり天然芝ということになりますが、こちらのこの2面と総合的に使いますと、例えばグラウンドゴルフ大会を、大きな大会を開催する場合は、16ホールどころかですね、もっとたくさんのホールも設定することが可能な広さの設備となっておりますし、整備にあたりましては、そういったことが可能になるような整備計画を考えているところでございます。で、この8ホールといいますのは、あくまでも常設のことということで、常にゴールポストっていうんですか、旗が立っている部分ということでご理解をいただければと思います。

○議員（2番 米本隆記君） 了解です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、この山香荘の地域休養施設特別会計に関しましては、先ほど討論のなか等にもありましたが、3月の議会で否決された議案に似たような案が出てきているというような話があったんですけども、私は3月に提案から変わった内容になっているというふうに考えるわけですが、3月の提案からまず変わった点を説明ください。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。3月に提案をさせていただきました内容から大きく変わっているポイントはということでございます。

まず基本的なところから申し上げますと、3月に提案させていただいたものは全て白紙に戻して、1から積み上げを直したというところでございます。そのなかで、まあ図面上等でご覧いただければ、よくお分かりいただけるというふうに思いますが、まず3月の提案のときに、住民の皆さんが使いづらいのではないかとのご指摘をたくさんいただきました。ということで、まず重点においておりますのが、住民の皆さんが使いやすい施設にしていくということが第一点であります。そして、これは3月の部分とかなり共通する部分になってまいりますけれど、いわゆる施設の稼働率を高める方策を取り入れる必要があると考えたところでもあります。宿泊も含めましてですけれども、施設の稼働率を高める必要があるといったようなところがございます。そして経費はできるだけかけない、将来的な維持費についても最少となるように努めるといったような各点を考慮いたしまして、大きく変わったと申しますのは、まず、第一多目的広場と仮に名前を付けております、かつて野球場であったところですが、こちらにつきましては、拡張をするのではなく、現行の広さのまま芝の張替えという最小限の整備にとどめて、正式な競技がなかなかしづらい面積ではありますけれども、多目的、いろいろな競技だったりレクリエーションに活用していただけるきれいな芝生の広場を設けたいというのが第一点でございます。そして先ほどの別の議員のご質問にもありました、常設のグラウンドゴルフ場を野外音楽広場を活用して設けるといったところでもあります。そしてあと、本館等、アプヘルハウス等の整備でございますが、これにつきましても現行の施設を基本的には維持補修をしていく。キャンプ場、あるいはログハウス、こちらのほう、バンガロー、こちらのほうも現行のものを基本的に維持補修をして活用すると。ただ、汲み取り式のトイレ等につきましては、水洗トイレ化をすることによって、利用者のまあ便宜っていうんですか、を図っていかう、あるいは駐車場を新たに約90台分程度とれそうですけれども、設置をすることによって、そこにも新しくトイレを作るといったようなところでのちっちゃな工夫という部分かなというふうに思っています。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） まあ我々議員は、まあ十分にこの問題を議論してきて、また住民さんのなかで非常に関心の高い方々というのは、3月の議案のところから今9月に提案された議案まで、しっかり見られて3月はどうだったから、3月はどうだった、9月はどうだったとしっかり把握されていると思いますが、やっぱり深

く知られない方のためにも、3月はこう整備案だったけれど、9月ではこうなったと。で、白紙から積み上げたということは、我々も理解するわけですが、やっぱり住民さんの方から々見られたら、まあ3月の修正したものが9月に出てきたようなイメージを受けるわけですが、そういったところもうちょっと3月はこうだった、9月はこうなったというのを簡潔に説明いただきたいのと、それから指定管理者の候補がですね、3月の時点に比べて、声を上げられる方、または候補として考えられている相手先が変わらないのか、増えたのか、そのへんも合わせてご説明ください。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 竹口議員の質問にお答えさせていただきます。詳しいところ、課長の、担当課のほうから述べさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、私のほうからお話しをさせていただきたいと思ひますのは、先ほど白紙ということは、担当課のほうからも申し上げました。正にそのとおりでございますけれども、結果として、たくさんの議員の皆さんから同じスタイルのものではないかというご指摘がっております。この経過についても私のほうから1点だけお話しをさせていただきたいと思ひております。

既にいろいろな一般質問のほうでも、お話しをさせていただいておりますけれども、4月に臨時議会で、この9月末までの山香荘の営業をしていこうという議決をいただき、予算を議決をいただいて、その間に、住民の方、そして議会のほうから、そのあり方を検討していくということで答申、あるいは提言やまとめをしていただきました。それをいただきまして担当課のほうで議員の皆さま方にも基本理念を踏まえながら、事例のシミュレーションをさせていただいたものを最初から、ずっと提示をさせていただいております、トータルとしては、修正をしたものからしますと、5つの案になったと思ひております。1つは、現状のままという基本におきながら、先ほどの芝の張替えや、していくと、現状での捉え方はどうなんだろうかというシミュレーション、させていただいております。それから現在の広場を人工芝にしながら、グランドゴルフ場を2つ設置をしていくと。あるいはテニスコートのところを駐車場にという事案もございました。それも一つの案として提示をさせてもらったりしております。で、このたびの提案をさせていただいておりますところの元になりますところのものも、案内させて提案させてもらって、シミュレーションとして示させていただいておりますし、いわゆるコート、多目的コートをきちっとした本格的なものを2面しながら、あるいはグランドゴルフの整備をしたりというような、こう総花的なものとしての提案もさせていただいております。いろいろなシミュレーションの提案、プランニングをさせていただいて、議会の皆さん方のほうからの意見も賜りながら、最終的にいろいろなこの観点のなかから、このたびの提案

に、させていただいてるという現状であります。いろいろなシミュレーションのなかで、議会の皆さん方からのいろいろなご意見もあつとりますし、それから先ほど担当課のほうからも述べておりますように、短期的な投資もありますけれども、長期的な視点で取り組んでいく過程のなかでの町の経費の持ち出しを極力減らしていくという視点もこのなかに含まれておるといところでございます。足りないところ担当課のほうから述べさせていただきます。

(「簡潔に、簡潔に」と呼ぶ者あり)

○**観光商工課長(福留弘明君)** 議長、観光商工課長。

○**議長(野口俊明君)** 福留観光商工課長。

○**観光商工課長(福留弘明君)** 続いて失礼いたします。変わったポイントをとということでございます。3月の段階で提案しましたときには、正式なサッカーの試合ができる天然芝、人工芝のグラウンドを各1面ずつ整備をするといところございましたが、今回のご提案では、サッカーの試合で申しますと、正式な試合ができるグラウンドが1面に留めて、いわゆる拡張部分を少なくしたということ。そして、約4,000平米でございますけれども、常設のグラウンドゴルフ場を設けることとしたこと、そして、駐車場の収容スペースを数十台分拡張したこと、そして今後の課題になりますけれども、新しい食の魅力について、あるいは遊具広場の今後の利活用について検討をしていく、を前提に今回はその部分について手をつけないといった部分でございます。

なお、指定管理者の見込みというところがございますが、3月のときと違って大きな部分でもあろうかと思えます。3月に提案をさせていただいたときには、鳥取県サッカー協会さんとの連携というのを想定した提案をさせていただいております、今回の場合は、そういったいわゆる相手先、指定管理の委託先等の事前の調整、あるいは協議、そういったものは一切いたしておりません。そうしたなかで、こういった整備を行うことによって指定管理者として手を挙げていただける可能性のある方というのは、複数あるものと期待をしているところであります。

○**議員(9番 吉原美智恵君)** 議長、9番。

○**議長(野口俊明君)** 9番 吉原美智恵君。

○**議員(9番 吉原美智恵君)** 歳出の4ページですけれど、第三者評価委員会謝礼金が計上してあります。この第三者評価委員というので、一度説明は受けましたけれど、確認のためどんなジャンルの方が想定されているのか。そしてまたこの第三者評価委員会の役割といいますか、どのように活かしていくのか、山香荘の件について、そのことをお尋ねいたします。

○**観光商工課長(福留弘明君)** 議長、観光商工課長。

○**議長(野口俊明君)** 福留観光商工課長。

○**観光商工課長(福留弘明君)** 失礼いたします。ただいまご質問の第三者により

ます評価というところでございますが、この本事業の成功へに向けた取り組みということで、いろいろな対応をしていく必要があるというふうに考えております。それこそ施設を作っただけで、それでおしまいということでは、先行きが非常に厳しいということは、議論の余地のないところでございます。その対応をするための一つの方策といたしまして、計画段階からいわゆる第三者専門家によります評価を受けていく必要があるだろうというふうに思っております。今回、提案をさせていただいておりますのは、そういったいわゆる整備計画、あるいは運営計画をいろいろと相談していくなかで、第三者、あるいは専門家の皆様のご意見を伺おうというものでございます。現在想定している具体的な個人の方っていうのはございませんけれども、いわゆる各分野のいろんな分野の専門家の皆様からご助言をいただきたいなというふうに思っております。例えば、大学、高専等のまちづくり、あるいは建物といったような専門家の先生であったり、会計士さんであったり、企業診断士さんであったり、そういったいわゆる経済分野の専門家さんであったり、まあ民間組織だったり、活動団体、まちづくりの活動団体の方だったり、そういったいろいろな方面の皆様のご助言をいただきながら、この施設の来年度、再来年度以降の具体的な活用方法について検討を進めていきたいなというのがこの部分でございます。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第 128 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います前に、大森正治君外 4 人から、平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）に対し、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。

この動議は、地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定に基づく動議でありますので、これを本案と併せて議題とします。

初めに大森正治君外 4 人から提出された議案第 128 号 平成 23 年大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）に対する修正案について、提出者の説明を求めます。大森正治君。

○議員（大森正治君） はい、議長。本議案に対します、修正動議は私の外にですね、米本隆記議員、杉谷洋一議員、池田満正議員、岩井美保子議員、5 名からの修正動議であります。

最初にこの修正案の説明をさせていただきます。はぐっていただいて 2 枚目から順次説明をしたいと思っております。まず第 1 条中、3 億 4,310 万 1,000 円を 810 万 1,000 円に。そして 3 億 6,121 万 9,000 円を 2,621 万 9,000 円に改めます。第 2 条の地方債は削除をします。そして第 1 表の歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。

歳入のほうですけれども、款 20 諸収入、そして項の 10 の雑入ですが、補正額、1 億 2,500 万円を 0 円に減額、計もそれにしたがってそこにあるようになります。それから款 25 町債、それから項の 5 の町債、補正額 2 億 1,000 万円、これを 0 円に減額、それにしたがって計もそのようになります。そして歳入合計が補正額 3 億 4,310 万 1,000 円を 810 万 1,000 円、そして計もそのように、そこに示してあるとおり、2,621 万 9,000 円に減額します。

それから歳入ですけれども、5 の総務費款の 5 の総務費、項の 5 総務管理費の部分ですが、3 億 4,310 万 1,000 円を 810 万 1,000 円に減額します。それに伴って、計もそこに示しているとおりの額になります。

歳出合計もいちいち言いませんが、そこに示している額になります。はぐっていただきまして、3 枚目ですが、説明書について、歳入歳出補正予算事項別の明細書の修正を次のように行います。

まず総括の歳入ですが、款 20 の諸収入、補正額 1 億 2,500 万円を 0 円に減額、計が 1 円になります。それから款 25 町債、これが 2 億 1,000 万円を 0 円に減額、計も 0 円になります。そして歳入合計は、3 億 4,310 万 1,000 円を 810 万 1,000 円に減額、計もそこに示しているとおりの計に減額します。

それから歳出ですが、款 5 の総務費、補正額 3 億 4,310 万 1,000 円を 810 万 1,000 円に減額いたします。それに伴って、計が 2,621 万 9,000 円に減額になります。歳出の合計も、810 万 1,000 円に減額、計も 2,621 万 9,000 円に減額となります。

特定財源の部分、補正額の財源の内容ですけれども、特定財源もそこにありますように、2 億 1,000 万円を 0 円に減額、その他、1 億 2,670 万を 170 万円に減額します。計も歳出合計もそこにあるとおりで同じように減額となるようにします。

はぐっていただきまして、4 枚目ですが、歳入のほうから詳しく言いますと、まず多くの雑入、補正額 1 億 2,500 万円を 0 円に減額、それに伴って合計は 1 円、アッ 1,000 円になります。それから節のほうで、1 億 2,500 万円が 0 円になります。説明の部分はそのとおりでありますので、ここは省略させていただきます。そして合計も同じように、1 億 2,500 万円を 0 円に、合計 1 億 2,500 万 1,000 円を 1,000 円に減額というふうになります。それから款 25、町債、項 5 の町債ですが、目の事業費といたしまして、補正額 2 億 1,000 万円を 0 円に減額、それに伴って計も同じように 0 円となります。節の部分の辺地対策事業債、これも 2 億 1,000 万円を 0 円に減額というふうにします。

はぐっていただきまして、歳出の部分ですが、款の 5 総務費項 5 総務管理費目の施設整備事業費補正額 3 億 3,500 万円を 0 円に減額、計も同じように 0 円に減額。それから補正額の財源内訳は、地方債 2 億 1,000 万円を 0 円に、その他 1 億 2,500 万円を 0 円に減額です。そして節の 15 の、工事請負費 3 億 2,300 万円を 0 円に、説明の部分は省略します。それから 17、公有財産購入費、つまり用地取得費ですね、

これを600万円を0円に、それから18の備品購入費、これはスポーツ用具の器具ですが、同じく600万円を0円に減額します。それに伴いまして、計が補正額3億4,310万1,000円を810万1,000円に。そして計3億6,121万9,000円を2,621万9,000円に減額します。地方債2億1,000万を0円に減額、その他、1億2,670万円を170万円に減額、っていうふうに修正いたします。

次にその修正しました提案理由を述べたいと思います。今年の3月議会で、サッカー場整備を中心とする地域休養施設特別会計が否決されました。その後、大山北麓つまり山香荘及びその周辺の活性化について検討する委員会が、行政と議会の両方に設置されました。両方とも約3~4カ月の討議を経て、8月中旬にはその提言がそれぞれ町長と議長のほうへ報告されました。2つの提言を受けて、山香荘のあり方の計画案が立案され、9月11日に住民説明会が開催され、その10日後、この9月議会中途の21日に、本議案が追加提案されました。この一連の経過と提案された内容には、私たちは次のような問題点があると思います。

まず1目に、計画案提示から本日の採決までに、僅か1カ月足らずと拙速に結論を急ぎ過ぎているということです。住民説明会では、計画案に対して多くの異議、反対意見が出たにも関わらず、ほとんど修正されることなく、最終案が、議会に示され、補正予算が提案されました。

2つ目にこの計画案は、グラウンドを多目的広場と称しながら、人工芝と天然芝のグラウンド2面を整備して、実質サッカー場とするものであり、3月議会で否決された計画案と基本的には変わらない案がまた提案されたことです。似たような計画案が、僅か半年後に少し形を変えて再び提案されることは、議会軽視とも言えるものではないでしょうか。

3つ目は、しかもこの計画案は、行政の諮問機関とも言える町民で構成された検討委員会の提言がほとんど取り入れられていないということです。議会の特別委員会が出した提言には、グラウンドの整備例として、確かに人工芝、または天然芝、その文言はありますが、必要に応じてとあり、始めから整備しなさいというものではありません。600万円で、用地買収までして、正規のサッカー場を人工芝で作るということは、始めにサッカー場ありきで計画されたものであると私は思います。

4つ目の問題点は、基本的に3月議会の提案と変わらない計画案に、多くの町民は、反対であるということです。やはりこういう大きなプロジェクトは、町民の多数が賛同するものでなければならないと考えます。

さらに5つ目には、住民説明会でも指摘があったように、この計画には、裏づけとなる資料が乏しく、収支シミュレーションにも確信が持てないということです。仮に滑り出しが順調だったとしても、やがてまた元の木阿弥で山香荘が、大山町の次世代にとってお荷物になるのではないかという危惧いたします。このような問題点をもち、町民の賛同が少ない計画は実施すべきではありません。山香荘のあり方

は、さらに論議し、検討していくことが必要です。当面、3月までの山香荘維持の予算は確保し、問題の多い計画に基づく施設整備事業費 3 億 3,500 万円は、削除すべきと考えます。皆さんの賛同をお願いして、修正案の提案理由といたします。

○議長（野口俊明君） これより、大森正治君外 4 人から提出された議案第 128 号平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）に対する修正案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（8 番 西尾寿博君） 議長、8 番。

○議長（野口俊明君） 8 番 西尾寿博君。

○議員（8 番 西尾寿博君） この修正案はですね、まあいろいろ説明されましたがなかなか分かりづらい。1,000 円減額しました。0 円にしました、歳出も歳入も 0、何か聞いておると、なかなか町民の方には理解しがたい、「おお、減らしているんだな」という印象に残ったかのように思えると、まずいなと。本当の話をしなければなりません。はっきり言いますが、この修正案は、とりあえず事業費 3 億 3,500 万を取り除いただけの修正案というふうに考えます。まずこの 1 点間違いないですね。

その次にですね、お荷物になるというようなお話がございました。私は、この実は山香荘は、長い間実はお荷物だったというふうに実は前回の経済建設の委員長をしたこともありまして、一生懸命討議したつもりであります。それと拙速ということがありました。

まず一つずつ言いますが、もともとお荷物だったものですから、もう 20 年以前、合併前からですね、ずーとこの話出た、ところが解決になかなかつながらない。そこで今回、何とか本腰を入れてこの話を語らなければなくなってきた。これが廃止論も出たりした状況だったと私は思っています。ところが、これ確認しますが、現状維持でこれからやるというようなことだと私は感じておりますが、それも間違いないですね。そうなりますと、現状維持ということであれば、本年 2,900 万の売上げというか、歳入がありました。それは一般財源から既に 1,500 何十万という金を出して、また補正でも掛かると私は踏んでおります。そうなった場合に、来年の予定が立ちませんから、予約はですね、なかなかとってないというふうに思います。そうすると来年はもっと膨らむでしょう。多分、一般財源の繰出しがこのまま経営を続ければ 2,000 万は超えるというふうに踏んでおります。それでお荷物でないのかどうなのか。今、既にお荷物だからこうやって一生懸命、議員も考えながら、けどもはっきり言って、その議員の審議会、討論会のなかで、廃止論は出ましたけども、この現状維持論というのは出てきませんでしたよ。4 案、5 案考えながら廃止論が最後に付いてくる、そのような状況のなかで、現状維持ということが語られなかったはずですよ。その中で急に、このような修正案を出してですね、いかにも修正しましたよと言ってますけども、これは事業のはっきり言って破棄ですよ。その上で、今の現状を維持しようというのは、これ現状になりませんよ。もっと悪く

なりますよ、はっきり言ったら、この状況から言ったら。そんなことで、私はお荷物にならない、今がお荷物でこれからもっとお荷物になるんじゃないかなと。じゃあはっきり言ったら廃止論出せばいいのにと、私が思ったぐらいですよ。廃止論だったら賛成した方もいたかもしれません。今が駄目だから、この話が持ち上がったんですよ。この20年間4億以上注ぎ込んでですよ、これからは2,000万ずつ注ぎ込まないけんかもしれませんよ。この調子でいけばです。いずれ廃止論も出てきます。その時になってこの問題はもう出ませんよ、はっきり言ったら。これ再生案、活性案もう出ないんじゃないかな。

私、2つほど言いましたが、大事なことはですよ、お荷物になるかならないかということと、あっ3つですね、今の予算を見とってですね、来年はこの予算はどう変わるのか、ね、この2つ。それで実は現状維持論が出たのはいつからですか、これ、ね、廃止論が出てもおかしくないですけども、現状維持論なんて出なかったじゃないですか、いつ出したんですか、いつ思ったんですか。4人の方が賛成してますけども。この3つ、ちょっと教えてください。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 修正案の要点を簡潔に言えば、施設整備事業費の3億3,500万円、これを減額するということだけのことです。はい、ですからこれがこのたび出された多目的広場、2面ですね、サッカー場を中心とする実質、その整備計画に関わる事業費を全て減額するということです。それに伴う、後は数字的な合わせですね。

それから2つ目の質問のなかに、お荷物になるということについて、だからこの案で活性化をするんだということでしたけども、私が先ほど提案理由のなかで説明いたしましたように、現状維持ということは3月までね、やって、そしてその間に、やっぱり今出された案というのは、まだまだ議論が足りないというふうに思いますから、一端これは取り止めて、今3月までの予算を残しておいて、そこで再度もっと活性化するには他に案があるんじゃないかと私は思いますので、それも検討する、あるいは西尾議員がおっしゃったように、廃止論も含めた議論もやっぱりせないけんじゃないかというふうに思います。それは当面この3月までの、維持するというこの修正案ですね、で不思議ではないというふうに私は考えます。

えーともう1点は…（「もう1点は、これからね、ずっとこのままでいくとどれぐらいのお金がずっと続くんかなという話ですよ。それにお荷物になるかならんかと続きますけれど」と呼ぶ者あり）あっ、ですから、先ほどのことと関わるわけですけども、当面3月までまだ期間があるわけですから、そこで議論して結論を私は出すべきだというふうに思っています。こん計画ではない案件、私が言いましたのは、この計画が実施すれば、次世代という言い方をしましたけれども、お荷物になるん

じゃないかという危惧があるということ、言いましたが、まあそれは、10年後あるいは20年後かもしれません。今の山香荘の現状が、20年30年後、こういうふうになったように、また同じような状態になるのではないかということ、を非常に危惧する、そういう意味です。以上です。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） まあ、廃止論もこれから出さなければならぬとね、言っておられます。あなたは、質疑ですからね、いいですか。この討論検討会の時にですね、いろいろ言われました。ただ私が感じたのは、一つも具体性のない話でした。今思い出しますに、町民がなるべく多くの方が使える施設、お金は極力減らす、お金を掛けない、経費はゼロにする、若い者がはつらつと遊べる状態にする、何かね、聞いとるとね、なるほどいいですよ。ところが具体性も何もない、予算の裏づけもありません。今回、多目的広場にしたいというのは、皆さんが使える施設、そしてサッカー場の規格にしたのは、なるべく金を使わない施策、ね、分かるでしょ。トトのお金、補助金としていただく、サッカー協会の補助金もいただくという、ね、そして辺地債を使うということも、あなたがおっしゃったとおりのはっきり言って施策なんですよ、これ。それを一端止めて新しい目的、あるいは具体的な案が出るとは思いませんが、私ね、これを続けるといつまでたっても同じことの繰り返しでずるずるずるずるいくと私は考えています。3月で切ると言ったけれども、ね、具体案なんかあるですか。討論会の時もなかったじゃないですか。今ありますか。それ一つ聞きたいです。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） その具体案があるかどうかということ、前にも言われたことがありますけれど、まあ西尾議員自身はどうだったかということも、私は思うわけですが、私自身は、あの段階でそういうふうなことから考えていけばいいと、具体的に数字をどうしても出さなきゃならないということでは私はなかったと思いますので、私なりの大局的なこのプランというのは、考えというのは、こうあっていいじゃないかということを出したわけです。

まああれは活性化検討委員会ということがありましたので、そうふうな、したわけですが、そして特別委員会、そして町民からの検討委員会を踏まえて出された案が、またその多目的広場というふうに名前を変えているけれども、実質はサッカーだと、サッカーを中心とする多目的広場になっているという点は、これは問題である、ないかということ、を指摘しているわけです。これはやっぱり町民から受け入れられていないということが3月議会でもはっきりしているわけですから、提案していただきましたかったのは、もっと違う提案であるべきだったというふうに私は思います。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。今修正提案があつて、工事請負費3億2,300万全額、減額、0円というような提案されていますけれども、この3億2,300万、執行部が提案された金額のなかには、常設の、先ほども説明がありましたけれども、原案の質疑のなかで、常設のグランドゴルフ場約1,000万程度を見込んで整備するというような案もありました。で、それを工事費全て減額されておると。住民さん、特に今旧大山町、旧中山町、のほうには、グランドゴルフ場をする場所がありながら、旧名和町、名和地区では、グランドゴルフ場がないということで、まあグラウンドゴルフ関係者の方、グラウンドゴルフ場の整備、非常に喜んでおられるんじゃないかな。多少距離が遠いとか、そういう問題はあるかと思いますが、またその後のですね、維持管理費を考えましても、まあよくご存じな議員さんもおられますけれども、ご協力に、使用者のご協力によって、なるべく維持管理費も抑えながら、現在の町内にあるグランドゴルフ場なんかは、グランドができる施設なんかは使っておられますが、こういった住民さんの利便性、利用率向上につながるようなグラウンドゴルフ場までも計画から削除してしまう理由、これをお答えください。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 確かに3月議会のとくと違う点の一つだろうというふうに思います。確かにグランドゴルフ、いいじゃないかということ、私も一連のこの討論のなかで言ったことがあります。でもここではそれだけをピックアップするのではなくて、この中心はやはり、あの2面のグラント整備ですね、そこが大きな問題点だろうと思うんです。ですからこのグランドゴルフ場については、どうなのかと、常設のグラウンドゴルフ場についてはどうなのかっていうことは、もっと議論をせないけんと思いますし、また町民にもどうなんだと、これだけでも造って欲しいという意見があるなら、そういうふうなものも踏まえて、また提案してもいいじゃないかということは考えますよね。そういうことです。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、今後どうなるのかというような説明で、今後は3月まで取り敢えず継続しながら、今後の方策を考えていかれるということですが、住民さんの利便性のこと考えれば、その部分だけでも残しながら十分できるような話かと思いますが、何故削られたのか、もう必要ないとそう思われたのか、ということでもよろしいですか。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） そこだけを残すような修正案を出しても良かったんじゃないかという質問ではないかと思えますけれども、果たしてそれが可能なのかなのか、それは、ちょっと提案上は無理があるんじゃないかという気がするんですよね、やはりここは一端すべて減額して、そして再度、それを論議して、先ほどの繰り返しになりますけれども、造るなら造るということは可能だろうというふうに思ったから全額削ったんです。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） グラウンドゴルフ場に関してはそういう説明だったんですけれども、まあ工事請負費全額削除ということで、歳入のほうでは、先ほど議会の意思として議決されました総合整備計画の中の辺地債 2億 1,000万あるわけですが、この辺の整合性であるとか、いうことはどういうふうに考えておられますか。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 申し訳ない、ちょっと意味がよく分からないんですが、もう一度言ってもらえませんか。

○議員（1番 竹口大紀君） 辺地債、先ほど議決されておるんですけれども…。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君、起立して、再度。

○議員（1番 竹口大紀君） 先ほど議案 126号で辺地債 2億 1,000万議決されたわけですが、それを歳入のほうで削除されますよね、それは整合性はどうなんでしょうか。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君

○議員（3番 大森正治君） 非常に難しい問題ですね、これ。整合性、確かに議決しました。議決する前は、これ私、用意して出そうと思っていただけですから、まあ物理的にこれ変えるのは無理ですよね。ですからそれをそのまま出したってことですが、これ矛盾するのかなのか、矛盾するといえれば矛盾するかもしれませんが、でもまあ私は、反対したわけですので、先ほどの辺地債の分には、理屈は通るんじゃないかというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） ちょっとこの予算書では分けの分からないところが

何点かありますので、質問させていただきます。

いろいろと皆さんが言われているので、たいがいのところは省きますが、補正予算の総務費 810 万 1,000 円はいいということにこの修正予算ではなっています。ただこの、こちらのほうの地域休養施設の町のほうが出している、執行部のほうが出しているこの 810 万 1,000 円の中には、委託料で地域休養施設整備設計管理委託料 190 万というのが入っているんですね。で、これは認めるということ。これを認めながら他の工事のほうは、予算は付けない。なんでっていう思いがあります。この 810 万 1,000 円をきちんと精査されたのか。それからあとでやる第三者評価委員会の謝礼金なんかも 10 万も入ったりしています。だからそこところ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議員（3 番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） 総務費の 810 万 1,000 円は、当面この山香荘を 3 月までね、維持するためのこれは経費であるわけですから。これは残して当然でないでしょうかね。

○議長（野口俊明君） 待ってください、質問に答えられませんか。その中の内容の質疑でした。190 万とあと 10 万、そこについての答えが出ていません。

○議員（12 番 足立敏雄君） 議長、12 番。

○議長（野口俊明君） 12 番 足立敏雄君。

○議員（12 番 足立敏雄君） この 128 号の何ページかいな、4 ページ、4 ページの節の 13 委託料この 1 番下に地域休養施設整備設計管理委託料 190 万というのがあるわけです。だからこれはどういう扱いにされておるんですかということ。この 810 万はもう残すというふうに修正案ではなってるわけですから、でもこれ要らんでしよう、それなら、そういう意味です。

○議長（野口俊明君） 質問の、質疑の途中でありますが、昼になりました。ここで休憩して再開は 1 時からといたします。休憩いたします。再会は 1 時です。

午後 0 時 休憩

午後 1 時 再会

○議長（野口俊明君） 再開いたします。午前中に引き続き、大森正治君以下、外 4 人から提出されました議案第 128 号 平成 23 年大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）に対する修正案についての質疑を継続いたします。答弁者 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） はい。この件に関して、私のキャッチのぐあいが悪かったのも、とんちんかんな回答をしたと思いますが（「マイクを」という呼ぶ者あり）ああ、足立議員からの質問に対して、私のほうのアンテナが悪かったために、十分な回答ができなかったと思いますが、まあ、一応分かりましたけれど、これについ

て岩井議員のほうからピンチヒッターで答えるということがありますので、答えてもらってもいいでしょうか。

(「別にそげにいいですよ、大森さん、指名されなくって」「提案者だ」と呼ぶ者あり)

○議長(野口俊明君) 基本的には提案者だと思いますけど。

○議員(3番 大森正治君) はい、分かりました。じゃあ答えます。2項目についてでしたよね、下のほうの地域休養施設整備設計管理委託料につきましては、これ私も当局のほうにお聞きしたところ、今ある施設の、特にアプヘルハウスの雨漏りとか、それから電気の関係をLEDにするとか、それから空調施設を作るとか、そういうことに使うということですので、これは当然いいと思います。それから第三者評価委員会も、先ほどのような説明がりましたが、これ、設けられてもいいじゃないかなというふうに思います。現在あるものに対して、あるいはその運営について、評価してもらおうということもあると思いますから、これは認めていいじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長(野口俊明君) 先ほどありました賛成者の岩井美保子君がありますか、それで。

○議員(10番 岩井美保子君) いや別にありません。

○議長(野口俊明君) 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 足立敏雄君。

○議員(12番 足立敏雄君) さっきまでは何回になる。失礼、議長、12番。

○議長(野口俊明君) 議長に分かるように。

○議員(12番 足立敏雄君) 失礼、議長、12番。

○議長(野口俊明君) 足立敏雄君。

○議員(12番 足立敏雄君) さっきの質問で、僕は何回目ですか。

○議長(野口俊明君) さっきで1回です。これが2回。

○議員(12番 足立敏雄君) さっきの分で全部で1回でいいわけですか。

○議長(野口俊明君) で、これが2回目。

○議員(12番 足立敏雄君) これが2回目ということですね、はい。それではちよっと質問させてもらいます。

先ほどの第三者委員会なんかにしても、結局は、この予算が通った後に必要な委員会でないかというふうに思いますし、それから先ほどのなんぼだったかいな、1,900万ですか。1,900万全部が、事前からいるというようなわけでもないし、そのへんの精査を全然されていないんじゃないかという気がしております。

それから先ほども同僚の何番かいな、8番議員の西尾議員からもありましたように、(「1,900万っていった」と呼ぶ者あり)あつ、1,900万って言った?失礼、190万で

す、190万、訂正します。はいはい。えー、同僚の議員からもありましたように、あくまで、この修正案というのは、委員会を作ってやった経過があるわけですから、その委員会の答申のなかで、枠内での修正案でないとまずいというふうに思うわけですが、そのへんの見解については、どう考えておられますか。それをお願いします。

○議員（3番 大森正治君） 議長、ちょっと休憩。

（「休憩なし、続行」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（野口俊明君） 賛成者がありませんので、続行します。大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 意味が分からないのでね、理解が足りないのか。委員会のなかでこれは論議すべきで、委員会の範囲内での修正でなくっちゃあ駄目っていうことに聞こえたんですが、ちょっと私理解できませんので。

○議員（12番 足立敏雄君） 12番、足立。

○議長（野口俊明君） なら、これで3回目になりますけれど、2度目の補足説明ということで、なら。

○議員（12番 足立敏雄君） で、いいですか。

○議長（野口俊明君） はい、許します。足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） ちょっと理解していただけなかったみたいなんです。この地域休養施設の修正案、これは、要は工事その他っていうのは、もう一切止めるということで、活性化案も何もほとんど入っていない。事務処理だけということになります。そうすると先ほども8番の西尾議員からも言われてたように、それから今までの経過をみますと、ずっと特別の常任委員会を組んで、全員が参加してやってきた案件でございます。で、そのなかでの答申が議長に出ているわけですから、これは、全議員が認めた答申案。その答申案の枠外のこういう形での修正案が果たして可能なのかという気がいたします。僕等としては、せっかく決めたそういう委員会の答申をある意味では無視するようなこういう形ではおかしいんじゃないかというふうに思いますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） あの特別委員会で提言されたものに、我々が縛られないけんということは、この本会議の論議はなしになりますよね。もう賛成しか有り得んというふうになっちゃうんですが、そこまでは拘束される必要は私はないと思っております。もう我々の特別委員会の提言を基にして、それを受けて出されたわ

けですけれど、それをそっくりそのままじゃないわけですから、執行部から出されたものについて、ゼロから私たちは審議すればいいのであって、何も私はこの修正案を出すことについて、おかしくないというふうに把握してます。

○議長（野口俊明君） 他にありませんか。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口俊明君） 番号を教えてください。

○議員（9番 吉原美智恵君） 9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） はい。お尋ねいたします。特別委員会で町長に答申、議長を通じて答申したわけですが、その基本理念についてもう一回読ませていただきます。

町民が利用しやすい又利用できる施設へ事業展開することは基より、町外からも広く集客できる施設とし活性化を図る。過疎化や少子高齢化が進む中、「住民の福祉向上」「健康増進」も視野に入れ、食など自然豊かな資源を十分に活かした「健康づくり」に供する施設とし活性化を図る。エコツーリズム、グリーンツーリズム、スポーツツーリズムの拠点として、年間を通じ行事、スポーツ、行楽、保養など楽しめる施設とし活性化を図る。過大投資は避け、運営管理費に係る町費の繰り出しはできる限り無くす。そういうふうに結論が付いております。で、その特別委員会が、3月からずっと、何ヶ月もかけてこういう結論に達したわけですから、この基本理念がこの修正案のどこに入っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） さっきと、足立議員と似たような質問かなというふうに思いますけれど、修正案もそういう特別委員会が出した提言の理念を踏まえていなければいけないということはないじゃないでしょうかね。ちょっとそのへんが私はよう分かりませんがね。修正はあくまでも修正案ですからいいじゃないでしょうか。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） そういたしますと、行政が出した企画に対してこの修正案は出されてこれで、まあいつまでか分かりませんが、やれって言う案ですが、そしたら皆さんでこの基本理念は、皆さん全員でこれは結論は皆さん同じですねというのをちゃんときちんと、合意が得られてこの基本理念ができたと思います。ですので、じゃあ特別委員会を作って基本理念まで作って、議長に出したのは、どう、それでこそ、それをまた元に返して、もう1回修正案をとというのは、わたしは逆に理解できませんが、いかがでしょうか。

○議員（3番 大森正治君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） なんか堂々めぐりになるような気がしてなんののですけれども、吉原議員のおっしゃることがどうも私も理解できないんですけどね。まあ、分からなどうしようもないですよ。どなたかこの5人のなかで分かる人があったら答えていただいてもいいんですけども。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番。

○議長（野口俊明君） 10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） ただいまは、吉原議員から基本理念はどうなっているかということをおっしゃいました。私たちも基本理念は十分に承知いたしております。ですけれども、検討委員会が出された答申とそれから活性化議会が出しました、答申で出しました内容とただいま執行部が出しておられますこの案がですね、全然私たちと考え方違っております。ですから私たちは、修正案として大森さんが出されるので賛成をいたしたところでございます。基本理念は忘れておりません。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） はい、私はこの修正案に対して、どこに基本理念が入っているかをお尋ねしたのであって、その計画に関しては関係ないと思います。そして、検討委員会も特別委員会も廃止ということは出ておりません。ですので、いかにして生きていくかというそういう議論だと思うんですが、そのことについて基本理念を出しながら、出しているわけですから、それに基づいて経営したり、運営したりしていかなければならないと思うんです。そのへんの整合性はいかがでしょう。以上で終わります。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 先ほどの足立議員の時にも答えましたけども、それは特別委員会のときにしっかり論議して、私のそのなかに入って分かってました。そこから、それはそこで、また本会議では、その理念に基づいた修正案を出さなければならないっていうことはないというふうに思うんですよね。そこまでこの本会議で拘束されるものではないと。自由な論議があつていいと思うんですよ。

〔「議長、進行しようや、もう同じこと何べんもだ」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔（「なし」と呼ぶものあり）〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで修正案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、修正案と原案に分けて行います。まず、町長から提案された原案に対する賛成討論を許します。

○議員（7番 近藤大介君） はい、議長、7番。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 原案に対しての賛成討論をいたします。先ほどの辺地の計画のときにも触れましたけれども、今回の地域休養施設特別会計の補正予算、焦点は、グラウンドの整備をするかしないかということでございますが、そもそもその計画の原因となっているのは、年間1,000万ないしあるいは1,500万、毎年出ている赤字をどうするかと、ここが1番肝心、要の問題だと思います。その1,000万、1,500万の毎年出ている赤字をどう解決していくか、特別委員会なりも作って否決になった3月以降も議論してきたわけですけれども、執行部提案で出ているようなグラウンドを今よりも整備して、スポーツ合宿の推進を図るなどしながら、スポーツツーリズムなり、グリーンツーリズムで活路を見出していく以外には、実際には具体的な案が出てこなかったところでもあります。ですので、やはりその毎年毎年出ている赤字を少しでも減額していくためにはグラウンド整備によって活性化を図っていくことが必要だというふうに考えます。

もう1点、今日の議論の中にも3月の時と今は状況が違うんだと、震災の復興のために、予算が必要で、グラウンドの整備するお金があったら、そっちのほうに回してもらいたいのではないかというような意見がありましたけれども、私はこれは絶対に違うと思います。

まず、それこそ町民の皆さんには、誤解のないように説明しなくてはならないと思うんですけれども、今回、特別会計、この事業で国から、国からじゃないですね、えー、サッカー協会の補助金であったり、スポーツくじの補助金をもらいますけれども、これを大山町がいないからといってその財源が東北、東日本の復興資金に回るわけでは決してございません。そのへんを分けて考えなければならないと思います。

また、復興支援、これは国を挙げて取り組まなければならないことであり、直接的な地震の被害のなかった鳥取県民、大山町民も3月の震災のことを決して忘れてはならないと思いますが、だからといって、過度にわれわれの経済活動を自粛すべきだということではないと思います。現に、地元東北のほうでも、あるいはそれ以外のところでも、地震の後、風評被害などによって、経済活動が停滞しているというところもあります。復興支援はこれから長く長く続いていく問題だからこそ、被害の少なかったところは、その被災地を支援していくために、より一層経済活動を活発にし、支援のために必要な税金の額を多くしたりとか、あるいは地域での自立を果たしていく、そういう必要があろうかと思えます。そのためにも地域の自立を図っていくという観点からも、今回の山香荘の整備事業は是非必要な事業だと私は考えておりますので、以上をもって賛成討論としたいと思えます。

○議長（野口俊明君） 続きまして、町長から提案された原案及び大森正治君外 4

人から提出された修正案に対する反対討論を許します。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、11番。

○議長（野口俊明君） 11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 私は、原案に対して反対の立場で意見を述べさせていただきます。まず反対理由、大きく4つございます。まず1つは、先ほどの126号議案で大森さん、杉谷さんがおっしゃったことと、相、重複することもありますけども、ご了承くださいませ。

まず、1点目、先の一般質問にも私は言いました。もう大山町は少子高齢化の波をもろに受けております。人口減が、もう一度言います、1年間に200、5、60人減っています。高齢化は今32%、10年経つと38%、10人に4人の方が65歳以上のまちなります。これは現実なんです。そして今日本の経済は、右肩下がり。右肩下がりだけ、活性化のために造ろうという意見もありますけども、一般の町民の方は、こういう不景気の時に止めようやというのが町民の声ではなかろうか、これが第1点。

そして誰かもおっしゃいましたけども2点目は、同じような方案が、議案が、3月に出され、ね、またこのたび9月に上程されました。いろいろ担当課長は違うんだよと、ねえ、住民が使いやすくなったよ、施設の効率化が強化されたよ、広い駐車場ができたよとおっしゃいましたけども、基本的にはそう3月の提案と変わっておりません。ね。

そして3番目、議会も特別委員会を作りました。また町民の方も検討委員会を作られました。これも誰かがおっしゃいましたけども、そこをとってこの案だよと、執行部はおっしゃいますけども、私はそうではない。まあ確かに町からの持ち出しは少なにせ、町内外からもっと利用者をよくしろ、そういうところは取られたかもしれませんけども、サッカー場にね、土地を購入広げて、サッカー場を2面造ろうというようなことは、我々議会も町民の方も一つもうたってありません。もうそこがね、大変なことだと思っております。このまま、この案が通れば、私はね、町民は「一体何を考えているの。3月に否決して、また9月に、こんだ通すの」と。町民ばかりでなくてして、新聞が後ろに報道関係来ておられますけども「大山町議会9月議会可決」なんて出ますと、県下の方が「何、大山町の人」議会も執行部も、ひいては町民の方も笑われるじゃないですか。私はね、本当にどうかと思うわけでございます。

そしてもう一つ、これはね、今月の20日でしょうか、県が発表されました。実質公債費比率、これは財政規模に対する借金返済額の割合でございますけども、県下19市町村ございます。唯一これが悪くなったのは大山町だけでございます。町長ご存じですね。結局、確かに基金は増えました。ね、我々の委員会の決算報告でも岡田委員長が発表されましたけども、基金は増えた。貯金が増えた。でもそれは、役

場、町が一生懸命努力されて貯金が増えたとわけが違いますね。あれは国からこの不景気対策として、いろいろ出たのを貯めたことです。これ間違いございません。ただどもそうでなくして、実質公債比率、つまり財政規模、同じこと言いますけれども、財政規模に対する借金の返済額が、割合が19市町村のうちに、大山町だけなんですよ。何ですか、そうなんですよ。うん、そういう現状をみながら、本当にこれから何すべきか。これはサッカー場を造ることではない。町民のために、何べんも言います、少子高齢化、老人が増える、この方たちを健康に過ごしてもらおう、本当に大山町に住んで良かった、大山町に生まれて良かった、そういう施策は、サッカー場じゃないんですよ。以上4点を反対理由として、私の意見を述べたいと思います。終わります。

○議長（野口俊明君） 反対討論を許します。ありますか。これは次は、待ってくださいよ。次に、町長から提案された原案に対する賛成討論を許します。

○議員（15番 椎木 学君） 議長。15番。

○議長（野口俊明君） 15番 椎木 学君。

○議員（15番 椎木 学君） 私は、執行部提案に対しての賛成討論を行います。3月議会で議会は否決をいたしました。以後、4月18日に特別委員会設置を決めまして、22日から小委員会、全体会含めて十数回の委員会を行っております。その目的は、9月末までに成案を出しましょうという議会全体の意見として、合意として委員会を行ったわけでございます。この間、5つの案のシミュレーション等もいろいろと検討したわけでございます。委員長に副議長であります西山委員長、副委員長に諸遊副委員長ということで、報告書を議会の総意として報告書を出したわけでございます。西山副議長は、常々団体意思の尊重というようなことも仰って、よく聞くわけでございますけれども、十数回の会合の結果、こういう議長に対して報告書を出したわけでございます。吉原さんも先ほど、基本理念の中で、1～4番、おっしゃいました。また現状認識といたしまして、諸遊副委員長が苦勞して練られた案でございますけれども、文書でございますけれども、大山町議会は山香荘及びその周辺の、大山北麓活性化を図るというために、次の理念を決めたということで吉原さんが言われましたような1～4番までを挙げたわけでございます。そうと同時に裏面で、お手持ちの方は分かると思いますけれども、共通認識といたしましては、自然休養村としての目的外使用は止めようというのが共通認識でございます。その中で、フリーな民間活用の活用ということが出ておりましたので、例としてこういうものですよという意味で例が書いてあるわけですが、逆にサッカーコートは駄目ですよということは議会は書いてないわけです。で、私の見解といたしましては、1番から4番、ダブりますので省力いたしますが、町民が利用しやすい、あるいは過疎化、少子化する中、エコツーリズム、スポーツツーリズム、過大投資は避け、町費の繰出すを避けると、こういうのを具現化いたしますと、具体化いたしますと私は執行部

の案に落ち着く、なる、そういう解釈をしております。中には1番から4番、全く意図と違うんじゃないかと原案は、という意見の方もありますけれども、冷静に精査いたしますと、これは今の案が最も妥当な案であろうし、議会が求める案であるというふうな解釈を私は理解しております。そういう意味で賛成いたします。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に、大森正治君外4人から提出された修正案に対する賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） これから、まず、町長から、次、町長から提案された原案に対する賛成者討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 続きまして、町長から提案された原案及び大森正治君外4人から提出された修正案に対する反対討論を許します。

○議員（2番 米本隆記君） 議長、2番。

○議長（野口俊明君） 2番 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 原案に対する反対ですか。

○議長（野口俊明君） だから大森正治君外4人から提出された修正案に対しても反対討論。あんね、諸遊議員の時に、諸遊議員は一方的、いや片一方だけの反対討論でしたが、基本的にはこの意味は両方の反対者の討論でありました。でも、私、諸遊議員にそれを認めましたので、米本議員も片一方のみの反対討論で私は認めたいと思います。どうですか。

○議員（2番 米本隆記君） はい。

○議長（野口俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 私は原案に反対の立場で討論させていただきたいと思います。そもそもこの山香荘の問題は、皆さんもご承知のとおり、先ほどからずっと話題になっておりますが、建設以来、1,000万から1,500万の一般会計からの繰出しがあったことがこの始まりです。町の持ち出しをいかになくすか。また築30年にもなる本館、山香荘本体の修繕費をどうするかも問われました。3月議会では町長は、指定管理先を鳥取県サッカー協会に大筋で決めていました。そのサッカー協会の経営の見通しの甘さ、指定管理料はなくなるのか。町としての試算は。町の持ち出しは、山香荘を含めた施設、町民は利用できるのかなど、解決しなければならない問題は山積みでした。そのために否決という結果になったのは、皆さん承知のとおりです。そのために大山町議会は、大山北麓の活性化、取り分け山香荘の活用について、特別委員会を設置し、度重なる議論を得て、さる8月9日、議長あてに特別委員会は、報告書を提出しました。町長も同じ内容の報告書を議長から受け取られたはずですが、いったい報告書のどこに既存のグラウンドのほかに新しいグラウンド

を建設すると記述してあったのでしょうか。まして、3月議会で否決となったことが何か改善されたのでしょうか。そういった提案が議会にあったのでしょうか。吉原議員が言われました4つの基本理念を言われました。その一番最後ですが、過大投資は避け、管理費に掛かる町費の繰出しはできる限りなくす。ここが1番議会が求める、報告書にある理念だと私は思っております。これが年間1,000万から1,500万、町からの持ち出しをなくすほどの重要な課題だったというふうに思います。同じく町民から応募した大山北麓活性化検討委員会の提言も過大な投資は避け、既設グラウンドは、必要範囲内で整備と議会の報告書とそう変わらないものでありました。このたびの町長の提案は、3月の否決以降、いかにサッカー場を建設するかに掛かり、議会の報告書を議会の特別委員会がまとめた基本理念を町民の議論した提言をまるで無視したものとしか言いようがありません。山香荘の本体の存続のために、これに尽きると私は思っております。

議員の皆さん、大山北麓活性化、取り分け山香荘の活用ここにいる議員全員で、考え議論したのでないですか、違いますか。公募による民間活力の導入を考えていたはずですが、グラウンドあり気ではなかったと私は思っております。ゆえに私も一議員として、基本理念から懸け離れたこの整備計画を認めることはできません。この間違った解釈で上程された議案に対して、議員としてノーと言うのが本当ではありませんか。以上、申し上げ、私の原案に対しての反対討論といたします。

○議長（野口俊明君） 町長から提案された原案に賛成者の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 次に、大森正治君外4人から提出された修正案に賛成者の討論を許します。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番。

○議長（野口俊明君） 9番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 10番です。

○議長（野口俊明君） 失礼、訂正、10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） はい。私は、大森議員が出されました修正案に賛成の立場で討論をいたします。3月議会で否決になりましてから今日まで議論をしてまいりましたが、一度もこの施設で金儲けになるようにとは誰も発言した記憶はありません。のに、またですね、大規模な計画が示されました。私は町長と議会がこの事業にですね、責任を取る覚悟とそのツケを町民に負わせてはいけないという本音があります。過去の教訓を生かしながら、軸足を町民に置いて聞く耳を持ち、その時代と背景をみながら、課題解決に取り組みべきであると思っております。縷々、皆さんが賛成、反対の討論をたくさんされました。町民の皆さんは、いろいろテレビ、傍聴の面でお聞きいただいていると思います。判断をよろしく願いたいと思います。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番、まず…

○議員（1番 竹口大紀君） 修正案に反対の討論をしたいと思います。

○議長（野口俊明君） その前に待ってください。町長から提案された原案に対する賛成者討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） はい。続きまして、町長から提案された原案及び大森正治君外4人から提出された修正案に対する反対討論を許します。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 私は、修正案に反対の立場で討論をしたいと思います。

まず、今回出されました提案、3月にも同じようなことを検討しました。その際、私は否決をしました。その理由として、ほぼ全ての議員さんが共通認識されておると思いますけれども、ランニングコストの問題、町の持ち出しの問題、その見通しの問題ですね。それから指定管理者の不安、こういったことを懸念して、3月議会で私は否決をしました。否決の立場で討論もしました。

しかしながら9月議会で提案された内容、先ほど質疑の中でも答えていただきましたとおり、やはり3月と全く同じ議案が出ているというふうには思えません。まあ、しかしながらですね、行政側のこの提案、議案の出し方に不満があるわけですが、特別委員会の意向、これをもうちょっと正確にくみ取った議案が、提案が出されなかったのかというふうに思っております。

まあ具体的には、今、反対の立場で討論された議員さんの中にも、山香荘本館の前、既存のグラウンドの部分を補助金がもらえるぐらいに拡張して人工芝をひく、そういったグラウンドを整備することには、賛成だというふうに委員会の中でもおっしゃられた議員さんが、1名だけではありません。おそらくこの辺りが議会全体をまとめていくいい案になるんじゃないかなというふうに思っておりました。ただ私も参加しておりましたその特別委員会の中で、具体的な整備計画まで、整備案までこと細かにもう少し話を詰めておくべきだったなど。今さっき、吉原議員のほうから理念の話とかもありましたけれども、やはり理念ですとそのくみ取る部分によって、いや、違うんじゃないかという話になるので、細かいところまで詰めておくべきだったなどというふうに反省しております。

その思いを持ちながら、先週、この議案が提案されてから、何とか議会の意見が一つにまとまるような、賛同者が多いようなそういった修正案ができんもんだろうかというふうに考えて、反対される人、賛成される人、少しずつ話をしていながら理解を広げつつありました。そして賛成されている方、反対されている方も「よ

しいいじゃないか」というような案にまとまりつつあった中で、このような修正案が昨日提案されました。この修正案が出されたことによって、一つの案に、議会一丸となるような案にまとめられなかったというのが、非常に残念だと思いますが、反対者の中で、やっぱりサッカー協会の補助金をもらって、人工芝の正規コートを整備するのもいいんじゃないかといっておられた議員さんがおられるのは確かです。繰り返しになりますが、9月議会で今提案されております内容というのは、3月議会で私が懸念いたしましたランニングコストの問題、それから指定管理者の不安の面、こういったものがクリアされていると思います。さらには町民の利用率向上のために、グラウンドゴルフ場を整備したらどうかと、これは恐らく反対された議員さんのなかから出てきた提案だと思いますが、そういったこともくみ取りながら、出てきた案だというふうに感じています。

ただ、やはり行政側に考えていただきたいのは、一人、二人が反対から賛成に回れば、この議案が可決されるんだと、そういうような考えで、まちが、大山町が本当に良くなるのか。他人の批判や、足の引っ張りあい、そういったことが、なくなるようなまちになるのか。反対者を切り捨てるんじゃないくてなるべく賛同の多い、多く賛同を得られる、そういった議案が、そういった政策が作れなかったのかなというふうに思います。以上で討論を終わります。

○議長（野口俊明君） 次に、町長から提案された原案に賛成討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 次に、大森正治君外 4 人から提出された修正案に対する賛成討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 128 号を採決します。

採決の順序は、まず修正案についてお諮りし、次に原案についてお諮りします。始めに大森正治君外 4 人から提出されました修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立少数です。よって本修正案は否決されました。

次に町長から提出されました原案について、起立によって採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって議案第 128 号は原案のとおり、

可決されました。

日程第 42 議案第 129 号

○議長（野口俊明君） 日程第 42、議案第 129 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 129 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 129 号は原案のとおり可決されました。

日程第 43 議案第 130 号

○議長（野口俊明君） 日程第 43、議案第 130 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 130 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 130 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 44 議案第 131 号

○議長（野口俊明君） 日程第 44、議案第 131 号 物品購入契約の締結について（普通電気自動車（日産リーフ）と付属品一式）を議題とします。これから質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

○議員（13番 小原力三君） 議長、13番。

○議長（野口俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） この電気自動車購入ということでございますけれども、5台買われるということでございますけれども、3点ほど伺います。路線計画、並びに運用方法、それから料金の設定、3点お願いします。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） 物品購入契約に掛かるご質問3点をいただきました。いずれも今後、検討していくこととしております。

○議員（13番 小原力三君） 議長、13番。

○議長（野口俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） その検討はいつでる予定でございましょうか。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） 物品購入契約の議案の関係でございしますが、運用については、公共交通会議の議を経てということでございますから、この秋から年末にかけて会議を開いて方針を定めていきたいと考えております。以上でございます。

○議員（13番 小原力三君） はい。

○議長（野口俊明君） 他に。

○議員（15番 椎木 学君） 議長、15番。

○議長（野口俊明君） 15番 椎木 学君。

○議員（15番 椎木 学君） 一応、総務委員会の所管ではございますけれども、伺ってみたいことがあります。電気自動車と言いますのは、新しい商品ではあります。メーカー系のディーラーでなくてもメンテの面では心配ないのでしょうかという点が1点。それからこのリーフ、電気自動車は2駆、2輪駆動であります。4輪駆動に明らかに劣るわけでございます。これはディーラーのほうも言っているわけでございますけれども、中山、あるいは大山地区を運用するわけですが、4駆、町にある4駆等でフォローする意志があるのか、ないのか。2点伺いたいと思います。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） メンテの関係につきましては、対応できる業者でメンテをしていただくことを考えておりますし、2駆、4駆の問題でございますけれども、公共交通、特に交通弱者と言われる皆さんに利用していただく場合にはそれなりに乗車降車のしやすい高さということもございまして、そういったことで特に、

4 駆の高い車という、乗車の乗り降りは高いということは考えておりませんでした。雪道につきましては、通常の 2 駆の FF の車と同等の性能を持っているというのを理解しておりますので、これで対応したいと思います。以上でございます。

○議員（15 番 椎木 学君） 議長。

○議長（野口俊明君） 椎木学君。

○議員（15 番 椎木 学君） 大山地区、あるいは中山の上等は、2 駆では、雪道が対応できないという状況がままあるわけです。で、2 駆ですので、途中でスタックということも考えられるわけですが、そういうことを事前に把握しながら、今日は 4 駆対応ですとか、そういうことができるのか、できないのかお伺いしたいと思います。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） えー、何と答えればいいでしょうかね。あの、この車これから購入をいたしまして、議案にもございますように、あっ、議案にはありませんか、11 月末の納入にしております。この冬の状況は、実際に運用してみるということで、春からの運用を計画しておりますので、そのあたりは、この冬の状況で十分考えていきたいと思っております。

ただあの、この雪の状況だったり、路面の状況で、公共交通が機能しないという場合は、従来からままございます。そういったときには申し訳ございませんが、運休をさせていただくということも考えています。以上でございます。

○議員（15 番 椎木 学君） 了解。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 131 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 131 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 45 行政視察調査の報告について（経済建設常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 45、行政視察調査の報告について（経済建設常任委員会）を議題とします。さる 8 月 30 日から 9 月 1 日まで、議員 6 人が、長野県内におい

て、行政視察調査を行いましたので、この件に関して報告を求めます。

経済建設常任委員会副委員長 吉原美智恵君。

○経済建設常任委員会副委員長（吉原美智恵君） はい。それでは、経済建設常任委員会が行政視察に行っただけだったので、その研修の報告をさせていただきます。

期間は、さっき議長がおっしゃいましたように、8月30日から9月1日までであります。

調査地は、長野県長野市、「善光寺門前町」、そして「ながのフィルムコミッション」、また長野県上田市「菅平高原観光協会」、長野県飯田市「南信州おひさまグループ」「メガソーラーいいだ」、長野県木曾郡南木曾町「妻籠宿」、出席者は、経済建設常任委員会全員であります。

調査の目的、大山町においては、農林水産業の振興と、名峰大山を中心とする観光産業等により発展を続けてきたところであるが、近年、少子・高齢化の波にもまれ、後継者不足による農地の荒廃や、西日本一のスキー場として、賑わいをみせた大山も、レジャーの多様化にともない、往時の賑わいを取り戻せないまま、今日を迎えている状況となっています。以上のことを踏まえ、町の振興策を模索すべく、視察地において研修を実施いたしました。

次に、視察研修の概要を申し上げます。今回は概略といたします。

1は、善光寺門前町、信州善光寺は、今から約1400年前に創建されたと伝えられています。年間600万人、ご開帳時には1000万人というケタ違いの参詣者に支えられ、善光寺の表参道の町並みや仲見世は、終日賑わいを見せておりました。

次に、ながのフィルムコミッションですが、フィルムコミッションとは、映画等の撮影地誘致や撮影支援を行う団体であり、地域活性化、文化振興、観光振興を図ることが目的とされています。主な業務内容は、ロケハンへの協力（ロケ地情報の提供・写真提供）、ロケの立会い、撮影許可申請事務等の代行、食事や宿泊施設の手配、斡旋、エキストラの募集、手配などです。

平成14年に長野観光公社とながの観光コンベンションが統合し、財団法人ながのコンベンションビューローが設立され、その中に「ながのフィルムコミッション」も設立されました。

次に3番、菅平高原観光協会、菅平高原の概況を申し上げます。総面積は、28.8k㎡、標準標高は1,300m、宿舎数は116軒、収容人数は約13,000人、グラウンド数は108面（天然芝グラウンド98面人工芝グラウンド10面）であります。歴史としましては、1927年に菅平スキークラブが発足し、観光産業の第一歩となりました。そしてまた1931年には、法政大学ラグビー部が初めて菅平に合宿を行い、スポーツ合宿の始めとなりました。1961年には、地元宿舎が52軒となり、上田温泉電軌のグラウンド2面に加え、3面のグラウンドを地元宿舎で造成し所有いたしました。また

近年になりまして、1999年には、旧真田町営サニアパーク、といたしますのは、今合併しておりますが、旧真田町であります。菅平は。で、旧真田町がサニアパークがオープンし、5面のグラウンドと公認の陸上競技場が整備され、グラウンド数は94面、宿舎は145軒となっております。140チーム参加のサッカー大会が開催されております。サニアパーク菅平については、1999年に、総工費21億9,000万円をかけて竣工され、全日本及び大学強豪校の北海道合宿移行に対抗するため、公式競技ができる施設として、旧真田町長が決断し、施設整備を行いました。

次に、おひさま進歩エネルギー、飯田市のおひさま進歩エネルギー会社は、2004年に「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の一環として、地産地消のエネルギーを目指したNPO法人「南信州おひさまグループ」が設立されました。

また2007年には、「おひさま進歩エネルギー会社」を設立し、地域が協同で取り組む新たな仕組みとして「おひさま0円システム」などが始まりました。

5番、メガソーラーいいだ、飯田市は、環境モデル都市として、国の指定を受け、中部電力と共同実施により、自然エネルギー利用のシンボル施設として、メガソーラー発電所の建設を行い、平成23年1月に営業が開始されました。発電出力は、1000kW（1MW）、開発敷地面積は、約18,000㎡、想定年間CO2削減量400tであります。

次に6番目に、重要伝統的建造物群保存地区「妻籠宿」、歴史の面影を残す宿場町であり、中山道と伊那街道が交差する交通の要衝として古くから賑わいを見せておりました。

明治に入り、交通手段の変容や交通網の整備により、宿場としての機能を失って、妻籠宿は衰退の一途をたどりました。妻籠のひとたちは、町並み保存のために家や土地を「売らない、貸さない、壊さない」という3原則のもと、ここで生活を営みながら、貴重な財産を後世に伝えています。

次に、まとめに入ります。善光寺門前町、あまりにも有名な善光寺のお膝元であります。年間を通じて600万人の観光客を受け入れている余裕の表情が伺われました。古風豊かな町並みの中に、イタリアンレストランの店が突如出現する等、景観的な面からは、統一感が欠けるような印象を受け、これからの課題であると認識いたしました。

ながのフィルムコミッション、財団法人ながの観光コンベンションビューローの理事長は、長野市副市長であり、長野市は、「1200万人観光交流推進プラン」を策定し、観光による地域活性化策を打ち出しています。その内部組織である「ながのフィルムコミッション」も、行政が支援を行っており、観光協会と連携を図りながら、活動をしています。直接的な経済効果もあり、観光情報発信により、誘客へと繋がる効果は絶大であります。全国的に知名度がまだまだ高くない大山町にとって、フィルムコミッションは、大いに検討に値する事案と委員会で確認いたしました。

菅平高原、80年の歴史あるスポーツ合宿のメッカであります。その名は全国的に知られているところではありますが、合宿の出発点は、行政からの仕掛けではなく、民間宿舎経営者が独自で受け入れ先を獲得してきたものも多く、またグラウンドも各宿舎が自前で整備してきた経過があります。

しかしながら観光の形が、交通網の発達により、年々宿泊を伴わない形態になってきており、「合宿」を観光の一部として展開していく観光地、自治体が増加しつつあるなか、受け入れ環境の強化と誘客の安定化を目指し、当時の町長の決断により多額の経費をかけて整備されたサニアパーク菅平が、今の菅平地域の産業の振興に大きく寄与しているところでもあります。

4番、おひさま進歩エネルギー会社、まず「環境モデル都市飯田」としての理念があり、NPOの市民事業の理念を核に、パートナーシップ型環境公益事業として、様々な主体の力を集め立ち上がったものであります。画期的なシステム誕生の裏には、前例にとらわれない行政の決断があり、またエネルギーの地産地消を、市民の意志ある募金で取り組むということは、地球温暖化防止の役に立っているという「お金の見える化」にも成功し、ファンド事業も順調に推移しています。「環境文化都市飯田」を目指し、事業者や市民が一体となって低炭素都市づくりの先駆的な取り組みが実践されていることに驚くとともに、これからも情報収集を続けていく必要性が認められました。

最後に妻籠宿です。重要伝統的建造物群保存の、先駆的な取り組み地区であり、歴史の重みを感じる佇まいであった。妻籠の人たちの測り知れない苦勞と努力には、頭の下がる思いであるが、振り返って、我が大山町でも、重要伝統的建造物群保存への取り組みが始まっており、住民への理解と協力が、何にも増して重要であると感じました。

以上で経済建設常任委員会の研修の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） ただいまの経済建設常任委員会副委員長からの行政視察調査報告に対して、質疑があれば受けます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） これで、終わります。質疑がなければ、経済建設常任委員会の行政視察調査の報告についてを終わります。

日程第 46 議員派遣について

○議長（野口俊明君） 日程第 46 議員派遣についてを議題にします。会議規則第 119 条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、9 月 30 日に湯梨浜町で開催されます鳥取県町村議会議長会主催の鳥取県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会及び 10 月 13 日に同じく湯梨浜町で開催されます鳥取県町村議会広報研修会等、5 件の研修会に、それぞれ議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 47 閉会中の継続審査について（総務常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 47、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しています申し出書のとおり、陳情第 11 号 「地方財政の充実・強化を求める陳情」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第 11 号 「地方財政の充実・強化を求める陳情」について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第 11 号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 48 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 48、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申し出書のとおり、10 月 18 日から 10 月 20 日まで、愛媛県伊方町、香川県まんのう町、兵庫県淡路市への行政視察調査を含む、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 49 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 49、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しております申し出書のとおり、10 月 24 日から 10 月 26 日まで、兵庫県丹波市、京都府久御山町、奈良県吉野町への行政視察調査を含む、閉会中の継続調査の申し出がありました。

た。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 50 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 50、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 51、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を、円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。平成 23 年第 10 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後 2 時 10 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 池田 満正

署名議員 近藤 大介